

一般社団法人 リフォームパートナー協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リフォームパートナー協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、住宅リフォーム事業の健全な発達、リフォーム事業者の技術向上、消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るための活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、主に首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県及び山梨県）を中心に次の事業を行う。

- (1) 各種講習等、リフォームの技術向上等を目的とした事業者の育成に係る業務
- (2) 会員事業者に対する実務支援及びサポート
- (3) 建設業における新しい人材の育成に係る業務
- (4) 住宅リフォーム事業に関する消費者からの相談に係る業務
- (5) 消費者へのより良いリフォームの提案と普及及びリフォーム事業者の情報提供
- (6) 消費者の、住まいの地域ごとの様々な助成制度等の情報提供
- (7) 建築資機材の会員購入及び提携リフォームローンの取り扱い
- (8) 行政等に対する要望及び提言
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 会員の種類を下記のように定める。

- (1) A 会 員：東京土建一般労働組合及び当法人に一度基金を納めた首都圏の全国建設労働組合総連合傘下組合の組合員が所属する法人事業所及び個人事業所。
- (2) B 会 員：A会員以外の法人事業所及び個人事業所で正会員の2以上の推薦を受け、理事会が特別に認めた者。ただしA会員の総数の2割を超えないこととする。
- (3) 設計会員：東京土建一般労働組合及び当法人に基金を納めた首都圏の全国建設労働組合総連合傘下組合の組合員が所属する建築設計事務所。ただしA会員及びB会員の総数の2割を超えないこととする。
- (4) 賛助会員：当法人の目的に賛同する上記の会員以外の団体又は個人で第7条で定める賛助金を納付した者

2 会員のうち、A会員、B会員及び設計会員を正会員とし、これを一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

（入会）

第6条 当法人に入会しようとする者は、会員の種別を明らかにして、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の提出があった場合は、理事会において定める入会及び退会規程に定める入会基準により、理事会において入会の可否を決定する。ただし、A会員以外の会員の入会については、第35条で定める委員会の決議を経なければならない。

（会費）

第7条 正会員は、当法人が別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、当法人が別に定める賛助金を納めなければならない。
- 3 会費の金額は総会で決める。

（退会）

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 前項の場合において、未納の会費があるときは、会員はこれを完納しなければならない。

（指導・助言・勧告・除名）

第9条 当法人は、会員が不適切な業務を行った場合に、指導、助言、勧告又はその他処分を行うことができる。なお、処分の細目については、法令及び定款に反しない限りにおいて、理事会で定めることができる。

- 2 会員が下記のいずれかに該当するに至ったときは、当法人は当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - （1）当法人の定款、その他の規定又は社員総会（以下、「総会」という。）の決議に違反したとき
 - （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - （3）当法人の再三の指導、助言又は勧告に従わなかったとき
 - （4）その他除名すべきと理事会が認めたとき

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- （3）除名されたとき

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会)

第12条 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から理事に対し、総会の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、第12条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとするときは、14日前までに正会員に通知しなければならない。

(権限)

第15条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(3) 定款の変更

(4) 会員の除名

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は議長に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は、委任状を当法人に提出しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、理事長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第4章 役員

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

代表理事 1名

理 事 3名以上15名以内

監 事 1名以上2名以内

2 代表理事を理事長とする。

3 理事のうち副理事長を1名以上5名以内置くことができる。

(選任等)

第22条 当法人の理事及び監事は、総会において選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することができる。

2 理事長、副理事長は理事会において理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第23条 理事長は、当法人を代表して当法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
- (4) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に

報告すること。

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を要請し、又は招集すること。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 理事及び監事は、第21条で定める定数に欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(理事及び監事の報酬)

第25条 理事及び監事の報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会によって定める。

- 3 理事及び監事には、費用を支弁することができる。

(理事等の解任)

第26条 理事及び監事が、業務上の権限又はその地位を私的な利益のために用いた場合、いつでも、総会の決議によって解任することができる。この場合において、当法人は、当該理事又は監事に対し、当該総会の日から7日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与える。

(顧問)

第27条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

- 3 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会及び委員会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) 会員の入会の承認

(4) その他総会の決議を要しない当法人の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から必要あると認めて招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各副理事長又は各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委員会等)

第35条 当法人の目的及び事業を遂行するため必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成と管理)

第36条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 会費、賛助金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 基金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

2 当法人の資産は、理事長がこれを管理する。

(負担金及び長期借入金)

第37条 当法人は、特定の活動に要する経費については、全部又は一部の会員に負担を求めることができる。

- 2 当法人が資金の借り入れをしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入収支をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金分配の制限)

第41条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第7章 基金

(基金)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、理事会の決議によるものとする。

3 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。ただし、次項に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還する場合は、この限りでない。

4 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について通常総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、法人法第148条第4号から第7号に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て解散する。

(解散による残余財産の扱い)

第45条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

第10章 補 則

(委任)

第47条 法令又はこの定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

附則

1. この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

2016（平成28）年 2月27日 改 訂

2017（平成29）年 2月25日 改 訂

2019（平成31）年 2月23日 改 訂

2021（令和 2）年 6月19日 改 訂